

村山市議会新型コロナウイルス感染症対策支援本部対応要領

(令和2年5月7日施行)

(目的)

第1条 この要領は、県内における新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、村山市議会及び村山市議会議員（以下「議員」という。）の対応を定めることにより、村山市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携を図り、市民への感染予防、拡大防止及び経済活動の維持（以下「感染予防等」という。）に寄与することを目的とする。

(本部の設置)

第2条 村山市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部が設置されたときは、これに協力及び支援するため、村山市議会新型コロナウイルス感染症対策支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部役員は、各会派の代表者をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。
- 5 本部員は、議員（議長、副議長及び各会派の代表者にある議員を除く。）をもって充て、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(本部の任務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 市対策本部から感染予防等に関する情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと。
- (2) 議員から感染予防等の情報を収集、整理し、市対策本部へ情報提供及び提言を行うこと。
- (3) その他本部長が必要と認める事項。

(議員の任務)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の情報収集を行い、必要に応じて本部に報告すること。
- (2) 本部から情報の報告を受け、市民に対する相談又は助言を行うこと。
- (3) 市対策本部へ問い合わせを行う場合は、緊急の場合を除き、本部を窓口として行うものとする。

(参集)

第6条 本部会議は、議長が参集し、これを主宰する。

2 緊急の場合など、本部会議の開催が困難な場合は、必要な議員を参集するなど議長の判断で対応することができる。

(議会事務局の役割)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務局長は、市対策本部の会議に出席し、情報収集に努めるとともに、本部に情報を提供する。

(2) 事務局職員は、市対策本部から回答があった場合は、速やかに本部へ報告する。

(3) 事務局職員は、本部の事務に従事する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、令和2年5月7日から施行する。